

2 裁判の公開原則の意義と実現

吉原裕樹

- I はじめに
- II 公開原則の意義の再検討
- III 民事訴訟手続における裁判の公開原則の実現
- IV 民事訴訟法学の問題提起に対して
- V 終わりに

【要 旨】

憲法における裁判の公開原則の意義について、従来の憲法学説は、裁判の公正を掲げてきた。公開裁判は、傍聴者による裁判情報の了知を出発点として、民主過程を通じて、裁判の公正に結実する。そのため、裁判の公開原則を現実に実現するためには、傍聴者が裁判情報に現実にアクセス可能であることが重要である。現在の民事訴訟実務では、弁論準備手続の頻用、口頭弁論手続の形骸化などのため、傍聴者による裁判情報へのアクセスが、大きく損なわれている。

【キーワード】

裁判の公開原則、民主主義、司法の民主的正統性、民事訴訟、口頭弁論、弁論準備。

I はじめに

1 本稿の目的

本稿は、憲法における裁判の公開原則（憲法82条1項）の意義を再検討するとともに、民事訴訟実務の運用を中心として、裁判の公開原則を実現するに当たった課題を明らかにしようとするものである。

2 公開原則の意義を再検討すべき必要性

(1) 公開原則の積極的意義を論ずる学説の少なさ

日本の憲法学では、裁判の公開原則に関して、笹田栄司〔笹田 1997年 119-141頁〕〔笹田 2008年 147-169頁, 191-232頁〕〔笹田 2012年〕〔笹田 2016年〕, 佐藤幸治〔佐藤 1988年〕〔佐藤 1994年〕〔佐藤 2004年〕, 松井茂記〔松井 1993年〕

210-309頁], 日野田浩行 [日野田 1988年 a] [日野田 1988年 b] [日野田 2000年] らによる精力的な研究がある。しかし, その他には, 日本の憲法学で, 裁判の公開原則の意義を積極的に論ずる研究は, 決して多くはない。

他方, 民事訴訟法学は, 「憲法における裁判の公開原則が, 例外をほとんど許さず, 厳格にすぎるために, 私人が, 営業秘密やプライバシー情報が公開されることを恐れて, 民事訴訟を提起して権利・利益を実現することを躊躇せざるをえない」旨, 鋭い問題提起を行ってきた。そのため, 民事訴訟法学は, 裁判の公開原則をめぐって, いかに非公開事由(憲法82条2項本文)を広く解釈するか(言い換えれば, 公開原則を制限するか)について, 多くの解釈論上の努力を積み重ねてきた [伊藤 1993年 a] [伊藤 1993年 b] [田邊 1992年 a] [田邊 1992年 b] [田邊 1993年] [田邊 2013年] [鈴木 1982年] [中野 2000年] [中野 2001年] ⁽¹⁾。

本稿は, このような学説の現状に対し, 裁判の公開原則の積極的意義を論じようとするものである。

(2) 判例・学説における論理の間隙

最高裁判所は, 裁判の公開原則の意義について, 最大判平成元年(1989年)3月8日民集43巻2号89頁(いわゆる法廷メモ訴訟)において, 「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し, ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある」と判示した。

また, 憲法学説は, 一般に, 裁判の公開原則の意義について, 端的に, (国民の監視による)「裁判の公正」の確保のみを挙げる [法学協会編 1954年 1238頁] [樋口ほか 2004年 159頁 [浦部法穂執筆部分]] [戸松ほか編 2013年 204頁 [大林啓吾執筆部分]]。

しかし, 裁判の公開は, 裁判の公正に直截に結び付くわけではない。たとえば, 前近代において, 裁判が民衆に公開されていても, その裁判の内容が公正とはいえない場合も多かった。このことは, 憲法学説も十分に理解しているであろう。そうであるとすれば, 憲法学説が, 裁判の公開と裁判の公正とを結び付けるに際しては, これを媒介するなんらかの論理を, 暗黙の前提としているはずである。

(1) 松井茂記も, 次のように評している。「民事訴訟法学では, プライヴァシー保護や営業秘密保護のため, 非訟事件はもちろんのこと訴訟事件についても裁判の非公開を積極的に認める方向にあると言えることができる。……民事訴訟法関係者の間では裁判の非公開の拡大は, すでに当り前のことになっていると言ってもよからう」[松井 1993年 227頁]。

(3) 小 括

そこで、本稿は、その第一の目的として、裁判の公開と裁判の公正との間をつなぐ理論を明らかにすることを通じて、裁判の公開原則の意義を再検討する。

3 民事訴訟実務を問題にする意義

これまで、憲法学説が、公開原則との関係で具体的な裁判手続を検討する際、その対象は、法廷メモ訴訟をはじめとする著名な憲法訴訟や、非公開手続を導入する法改正の動きに、ほとんど限定されてきた〔笹田 2008年 149-155頁〕〔笹田 2012年〕〔佐藤 2004年〕〔渋谷 2010年〕。

一方、民事訴訟実務では、争点整理手続（民事訴訟法164条ないし178条）をはじめとする非公開手続が、日常的に頻用されている。しかし、このような手続に関する憲法学説上の検討は、皆無に近いといつてよい⁽²⁾。

そこで、本稿は、その第二の目的として、民事訴訟実務の運用により、裁判の公開原則が実現されていない局面を、具体的に明らかにする。

4 検討対象の限定

本稿は、上記のとおり、具体的な検討対象を、民事（通常）訴訟に限定する。その理由は、筆者の見るかぎり、刑事訴訟は、民事訴訟に比べて、実務運用においても、裁判の公開がより広く実現されていること、及び、民事（通常）訴訟以外の民事裁判手続においては、事件・手続ごとに、実務運用も多種多様なので、一括して論ずるのに適さないこと、にある。

II 公開原則の意義の再検討

1 裁判の不公正が是正される過程

公開裁判により、裁判の不公正が是正される過程を具体的に検討すると、以下

(2) 宍戸常寿は、人事訴訟法、特許法及び不正競争防止法における「証人尋問の公開停止の仕組み」について、「いずれも非公開審理の要件が適切に設定されていると思われるが、その運用が必要最小限度にとどまっているか、その実態を定期的にモニタリングする必要がある」〔宍戸 2020年 78頁〕と論じている。しかし、当事者及び利害関係者以外の者は、公開が禁止された尋問手続について、訴訟記録を閲覧することすらできない（民事訴訟法91条2項）。仮に、公開禁止の（統計上の）件数が公開されても、公開禁止の適正性について、実態に即した判断をすることは、ほとんど不可能であろう。そのため、宍戸がいう、非公開「の運用が必要最小限度にとどまっているか……実態を定期的にモニタリングする」ことは、現実にはほとんど不可能である。

のとおりである。

(1) 往 路

①傍聴者が傍聴により、不公正な裁判の情報(判決内容だけでなく、裁判所による訴訟指揮等に関する情報も含まれる。以下同じ)を了知する。②当該傍聴者が、裁判の情報を法廷外に伝達する。③法廷外の一般社会で、不公正な裁判の情報が伝達・共有され、(批判的)世論が喚起される。④不公正な裁判を是正するため、法律改正等の民主的手続がとられる。⑤裁判所の不公正な裁判が是正され、裁判が適正化される。

従前の憲法学説は、暗黙のうちに、③からただちに⑤が実現されることを前提としていたように思われる。現実にはそのような場合もありえようが、憲法が裁判官の独立を保障している以上(憲法76条3項)、③からただちに⑤が実現されると考えることは、憲法解釈上、無理がある。仮に、批判的世論を受けて、裁判の不公正がただちに是正されることがあるとしても、それは、「国民が、最終的には法律改正等によって、強制的に裁判の不公正を是正することができる」という強力な制度的担保(上記④)を背景とするものである。

前近代において、裁判の公開が必ずしも裁判の公正に繋がらなかったのは、公開裁判を目にする民衆のうち、選挙や立法を通じて、裁判官の職務遂行に強制的に影響力を行使することのできる者が限られていたからである。裁判官にとっては、第三者に裁判を見られていても、当該第三者が自分に影響を及ぼすことがなければ、恐れるに足りなかった。

(2) 復路と循環構造

上記⑤により裁判の不公正が是正された後、①のとおり、裁判は、あらためて一般人による監視にさらされる。このような①ないし⑤、⑤から①に戻り、再び①ないし⑤、という循環構造によって、裁判の公正は実現されるのである。

2 民主主義

この循環構造の大半が、民主過程に属することも重要である。

すなわち、裁判が、(終局的な強制力を背景とした)民主過程による不断の監視・批判を受ける→民主過程(による批判)が裁判の公正を実現する→民主過程が裁判の公正を基礎付ける→司法権の民主的正統性が強化される、という構造を見逃すことができない。

最高裁判所判例(最大判平成元年〔1989年〕3月8日民集43巻2号89頁。いわゆる

法廷メモ訴訟)は、裁判の公開原則の意義を、裁判の公正のみならず、「裁判に対する国民の信頼を確保」する点にも求めている。憲法学説は、この点に、ほとんど関心を払ってこなかった。しかし、この「国民の信頼」は、上記のとおり、司法権の民主的正統性の文脈では、特別の意義をもつ。

従来 of 学説では、裁判の公開原則を、民主主義との関係で理解する見解は、ほとんどなかった。もっとも、日野田は、早くから、裁判の公開原則について、「国民による司法権の統制という『民主的』契機と、公正な手続を確保し国民の権利・自由を守るという法治国家的契機の両者を共に含む」と論じていた〔日野田 1988年 a 210頁(『』は引用者による)]⁽³⁾。

また、最近では、町村泰貴が、松井茂記の所論を援用しつつ、民事訴訟法学の立場から、次のように論じている。「公開主義の下で公衆が法廷にアクセスする権利を認められるのは、国民の情報収集と表現の自由を通じて間接的に、民主的コントロールを及ぼす可能性を開く点に意義がある。そういう意味で、公開主義は、公正な裁判を求める国民一般の利益に裏付けられている。それゆえにこそ、当事者および裁判所が一致して非公開審理を望んだとしても、なお、限定的にしか公開制限は認められないということになる」〔町村 2018年 32-33頁〕。

3 小 括

以上のとおり、裁判の公開原則の意義は、上記①ないし⑤という民主的循環構造を通じた裁判の公正、及び、司法権の民主的正統性確保に求められる。

その点からすると、公開原則との関係では、一般人・傍聴者が、(形式的な機会保障にとどまらず)現実に裁判の情報にアクセスすることができる(上記①)、ということが肝要である。言い換えれば、裁判の公開原則の実質的保障とは、一般人・傍聴者による裁判の情報へのアクセスが、現実にも確保されていることを指す⁽⁴⁾。

そこで、現在の民事訴訟実務が、裁判の公開原則に適合するものであるかを、

(3) このような観点からは、辻村みよ子が、体系書にて、裁判の公開原則を「司法の『民主的』統制」の項目にて論じているのも、単なる項目の分類方法にとどまらない、重要な含意をもつ〔辻村 2018年 450-453頁〕。

(4) この点で、松井茂記が、「一般公衆の法廷へのアクセスの権利」によって(も)、裁判の公開を基礎付けようとするのは〔松井 1993年 250-251頁〕、重要である。従来 of 学説も、「司法アクセス」という概念を援用することがあったが、その際、ほとんどもっぱら、当事者本人によるアクセスのみが問題にされてきた〔長谷部編 2020年 308-309頁〔宍戸常寿執筆部分〕〕〔小島 2012年〕〔田島 2012年〕。松井は、早くから「一般公衆の」法廷へのアクセスの権利を問題にしてきたのであって、この点でも、松井の着眼点は鋭い。

次に検討する。

Ⅲ 民事訴訟手続における裁判の公開原則の実現

1 裁判の情報へのアクセス困難

現在の民事訴訟実務では、以下のとおり、一般人・傍聴者による裁判の情報へのアクセスは、ほとんど確保されていないといっても過言ではない。

2 期 日 表

(1) 期日表の内容

一般人が裁判を傍聴しようと思えば、まず、裁判所に掲示されている期日表を見ることになる。通常、裁判所の出入口から入ってすぐのところ、その日に当該裁判所で実施される口頭弁論期日等のリストが設置されている。また、各法廷のすぐ外に、その日に当該法廷で実施される口頭弁論期日等のリストが掲出されている。

これらの期日表に記載されているのは、たいてい、法廷番号、開始時刻、事件番号（たとえば「令和2年（ワ）第100号」）、事件名（たとえば「損害賠償請求事件」）、当事者名（たとえば「原告 山田太郎」「被告 佐藤花子」）、手続の種類（たとえば「弁論」）、裁判官名、及び、裁判所書記官名くらいである。

(2) 事 件 名

しかし、事件名から事件の概要を推測することは、非常に困難である。

たとえば、事件名が「損害賠償請求事件」であっても、国家賠償請求事件もあれば、交通事故による損害賠償請求事件や、配偶者の不貞行為に基づく損害賠償請求事件もある。

しかも、当該訴訟における訴訟物が複数の場合（客観的併合）、事件名として明記されるのは、通常、訴訟物のうちの1つだけであり、その他の訴訟物は、「等」として略記される。たとえば、原告が、被告（勤務先）により違法に解雇されたと主張して、労働者たる地位確認請求、不法行為に基づく損害賠償請求、及び、不当利得返還請求を併合して訴訟提起した場合、原告訴訟代理人弁護士は、事件名として、「地位確認等請求事件」と記載し、裁判所も事件名として、これを採用するであろう。このような場合には、事件名から事件の概要を推測することは、さらに困難になる。

(3) 当事者名

また、原告又は被告が複数の場合、期日表では、1名以外は略記されるのが通常である。たとえば、山田太郎・山田次郎が原告、佐藤花子・佐藤和美が被告の場合、期日表では、通常、「原告 山田太郎外、被告 佐藤花子外」と記載される。

このため、特に原告又は被告が複数の場合、一般人が、期日表から当事者を正確に読みとることは、きわめて困難である。

3 開廷時

口頭弁論の期日は、事件の呼上げによって開始される（民事訴訟規則62条）。この呼上げは、裁判所事務官又は裁判所書記官が、事件番号のみを読み上げてなされるのが普通であり、事件名すら読み上げられないことが多い。

また、訴訟代理人弁護士が出廷している事件では、裁判所事務官ないし裁判所書記官は、開廷に先立ち、当該弁護士の名前を呼んで、法廷のバー（傍聴席と証言台との間を区切っている、低い横棒）の中に入るよう呼びかける⁽⁵⁾。

裁判所事務官・裁判所書記官が、事件番号と訴訟代理人弁護士の名前だけを呼んでも、一般人には、事件の特定が困難であろう。

4 口頭弁論手続の形骸化

口頭弁論期日における手続は、以下のとおり、著しく形骸化している。

たとえば、第1回口頭弁論期日の典型的な進行は、次のようなものである。裁判官「(原告訴訟代理人に対して) 訴状を陳述されますね」。原告訴訟代理人「はい」。裁判官「被告訴訟代理人は欠席ですので、答弁書を陳述したものとみなします。すでに調整済みですが、次回期日は令和2年12月15日午後1時30分からです。お疲れさまでした」。この間、1分未満である。

以上のやりとりは、決して戯画化・誇張されたものでなく、民事訴訟の実態に限りなく近い。両当事者の訴訟代理人が出廷していても、法廷でのやりとりや、それに要する時間は、上記と大差がない。

現在の民事訴訟実務では、大半の手続が、事前に裁判所に提出した書面（主張書面や書証の写し）を、訴訟代理人が「はい」という一言を発して、訴訟に（主張書面の陳述や書証取調べというかたちで）顕出するためになされている⁽⁶⁾。

傍聴者は、通常、口頭弁論期日にて、提出された書面を見ることができないか

(5) 裁判所事務官・書記官によっては、訴訟代理人弁護士が出廷していても、同弁護士の名前ではなく、当事者本人の名前を呼ぶ場合もあるが、そのような例は非常に稀である。

ら、傍聴者が、口頭弁論期日におけるやりとりの具体的な内容を理解することは、ほとんど不可能である。

5 弁論準備手続の濫用

(1) 実 態

現在の民事訴訟実務では、当事者双方に訴訟代理人弁護士が就任している場合、第1回口頭弁論期日(被告訴訟代理人が第1回口頭弁論期日に欠席している場合には、次に被告訴訟代理人が出席する口頭弁論期日)にて、ただちに弁論準備手続(民事訴訟法168条)に付する決定がなされることが非常に多い⁽⁷⁾。

弁論準備手続は原則非公開であるから(民事訴訟法169条2項)、弁論準備手続を、当事者とは無関係の一般人が傍聴することは、現実には不可能である。そもそも、弁論準備手続を含め、原則非公開の手続は、裁判所の出入口付近の期日表にも、法廷の前の期日表にも記載されないから、一般人が弁論準備手続が実施されることを了知すること自体、現実には不可能である。

民事訴訟法168条は、弁論準備手続に付する実体的要件として、「争点及び証拠の整理を行うため必要があると認める」ことを定めている。通常、当事者が、1・2回、主張書面を提出しただけで、それらの主張や証拠を整理する必要があるとは考えがたいが、現在の民事訴訟実務では、弁論準備手続がきわめて頻用されている。

弁論準備手続に付された後、口頭弁論に復帰する前に、訴訟上の和解が成立する事件も多数にのぼる。このような訴訟では、公開される手続範囲は、形式的なやりとりがなされる、1・2回の口頭弁論期日のみということになる。

(2) 頻用の理由

弁論準備手続の頻用の理由としては、まず、裁判官の、裁判手続の公開を避けようとする一般的傾向が挙げられる。しかし、それ以上に重要なのは、以下に述べるような、期日調整の高度の必要性である。

たとえば、大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所の特定の法廷(裁判所全体ではない)に掲載されている期日表には、典型的には、10時に3・4件、10時15分に2・3件、10時30分に2件、11時に1件、13時に2件、13時15分に1件といったタイム

(6) 旧民事訴訟法のもとで、「口頭弁論手続は書面の交換の儀式に墮している」「口頭弁論が形骸化している」との批判が広く共有されていた[早野 1991年 31頁][小林 1991年 35-36頁]。現在の民事訴訟実務に対しても、同様の批判が妥当する。

(7) シンポジウムにおける、裁判官たる中武由紀らによる発言[笠井ほか 2018年 7頁]。

スケジュールで、口頭弁論期日が掲載されている（同一の時刻に、複数の口頭弁論期日が設定されている）。これらの期日は、通常、同一の裁判官が担当する。このように、口頭弁論期日が過密に設定されている場合、「口頭の議論」をしていると、後続の期日が遅滞していくため、口頭弁論期日が2・3分間の「書面交換の儀式」にならざるをえないのは、当然のことである。

このような口頭弁論期日の過密化の要因として、1人の裁判官が担当する事件数の過剰が挙げられる⁽⁸⁾。しかし、それだけでなく、民事訴訟実務上、「開廷日」という制度があるのを見逃すことができない。

保全部・執行部などの民事専門部を除く、いわゆる民事通常部では、1週間の平日5日間のうち、特定の曜日（通常は3日程度）を、当該裁判官の「開廷日」として設定していることが通常である。この開廷日以外には、原則として、口頭弁論期日を設定することができない。また、口頭弁論期日の開始時刻は、多くの場合、午前10時から11時（ないし11時30分）までの間と、13時から14時までの間に集中させる運用がある。

裁判官は、多数の事件を抱えているため、すべての訴訟の手続を、週3日の開廷日に実施することは、ほとんど不可能である。一方、弁論準備手続は、実務運用上、開廷日以外にも実施することができ、口頭弁論期日が実施されないことが多い。午前11時から正午とか、15時以降にも設定することができる。そのため、裁判官は、訴訟をできるだけ弁論準備手続に付して、開廷日以外にも、また、口頭弁論期日が通常設定されない時刻にも、弁論準備手続期日を設定する。そうしなければ、裁判官が、担当する大量の訴訟を処理することは、不可能なのである。

このように、弁論準備手続頻用の最大の原因は、裁判官の担当事件数の過剰、及び、開廷日という運用上の制度にあるといつてよい。

(3) 疑似的な弁論準備手続

なお、裁判官によっては、口頭弁論期日を疑似的に弁論準備手続に似せる運用をしている場合もある。

すなわち、通常、口頭弁論期日は、(テレビドラマに類出するような)裁判官席・原告席・被告席・証言台があり、傍聴席との間をバーが区切っている法廷（以下「通常の法廷」という）にて行われる。一方、弁論準備手続は、通常、「準備室」

(8) 2020年度の全裁判官の定員は3881名であり、2019年における全裁判所の新受事件数の合計は、355万8317件である〔最高裁判所 2020年 22頁・34頁〕。355万8317件を3881名で単純に割ると、裁判官1名当たり約917件となる。なお、裁判官は、当該年の新受事件だけでなく、前年から引き続き係属している未済事件も担当する。

などと呼ばれる小規模な部屋か、「ラウンドテーブル法廷」といわれる、円形のテーブル（円卓、ラウンドテーブル）が置かれた比較的小規模な部屋で行われる。これらの部屋には、裁判官（場合によっては裁判所書記官も）・訴訟代理人弁護士が入室・着席する。準備室とラウンドテーブル法廷は、通常の法廷とは離れた場所にあることが多い（奥まった場所にあることも多い）。そのため、傍聴希望者は、通常の法廷付近には立ち入るが、準備室やラウンドテーブル法廷付近に立ち入ることは、ほとんどない。

第1回口頭弁論期日前に弁論準備手続を付するためには、当事者に異議がないことを要するところ（民事訴訟規則60条1項但書）、被告にあらかじめ訴訟代理人弁護士が就任していないかぎり、裁判所が、第1回口頭弁論期日前に、被告から、弁論準備手続に付することについての意向を聴取することは、非常に困難である。

それでも、裁判所が、公開の訴訟手続を経ることを避けたいと考える場合がある。そのような場合に、裁判所は、第1回口頭弁論期日を実施する法廷として、ラウンドテーブル法廷を指定することがある。この場合、裁判所出入口付近の期日表には、当該口頭弁論期日と法廷番号が記載されるし、ラウンドテーブル法廷の外にも、当該口頭弁論期日が記載された期日表が掲出される。しかし、傍聴希望者は、傍聴に慣れていけば慣れているほど、ラウンドテーブル法廷で、公開の訴訟手続が行われない運用を熟知しているため、ラウンドテーブル法廷付近に立ち入ることはない。

このように、意図的に、第1回口頭弁論期日をラウンドテーブル法廷に指定して、現実に傍聴者が出現しないようにする運用がなされる場合がある。

6 判決言渡しの省略

(1) 実 態

「判決期日に判決が言い渡されない場合がある」というのは、多くの読者にとって、驚くべき事実であろう。たとえば、2020年12月15日午後3時に、ある訴訟の判決言渡しが予定されているとしよう。上記日時に、判決が言い渡される法廷に赴いても、裁判官が現れず、当然、判決の言渡しもなされない、という場合がある。

このような場合があることは、裁判官をはじめとする裁判所職員にとっては、公然の秘密であるが、弁護士のなかでも、知っている者は多くはないし、裁判所職員・弁護士以外には、ほとんど知られていない事実である。

(2) 理 由

判決の言渡しは、原則として、主文の朗読がなされるのみである（民事訴訟規則155条1項）。判決理由の朗読や、判決理由の要領の告知がなされる場合（民事訴訟規則155条2項）は、民事訴訟規則155条3項の場合を除けば、ほとんどない。

そのため、訴訟代理人弁護士は、判決言渡期日に出頭することは、ほとんどない。訴訟代理人弁護士は、多くの場合、判決書正本が送達されてくるのを待つ（民事訴訟法255条）。また、訴訟代理人弁護士は、依頼者たる当事者から、判決言渡期日に出頭した方がよいか質問された場合、「判決内容が気になる場合は、出頭してもよいと思うが、判決主文しか聞けないし、判決文もすぐには手に入らないから、出頭する意味はほとんどない。私の手元に裁判所から判決文が届いたら、すぐにコピーを送る」と返答するケースが多いであろう。この結果、当事者双方に訴訟代理人弁護士が就任している場合、判決言渡期日には、訴訟関係者は誰も来ないという場合がほとんどである。

そのために、裁判官によっては、「判決言渡期日に判決言渡しをしない」ことがありうるのである。

判決言渡期日は、裁判所に掲出される期日表にも記載されるため、当事者と関係のない一般の傍聴者が、判決言渡期日に傍聴に訪れるかもしれない。傍聴者は、判決言渡しの時刻になっても、誰も現れない（法廷が施錠されたままの場合もあろう）のに首をかしげるが、判決期日が急に変更されたのかな、などと考えながら、その法廷を後にすることになる（実際に、当日、急きょ期日が取り消される場合も、ないわけではない）。そのため、判決言渡しが省略されても、あえて問題にする者が現れないのである。

なお、裁判官によっては、万一、判決言渡期日に、当事者本人・訴訟代理人弁護士が現れた場合に備えて、自分は裁判官室に在室しつつ、裁判所書記官を法廷に待機させ、判決言渡時刻直前に、法廷に誰かが現れたら、すぐに法廷から当該裁判官宛に架電させ、慌てて法廷に行って判決言渡しをすることもある。

(3) 問 題 性

判決言渡しは、本来、訴訟手続のなかで特に重要な手続であり、傍聴者が裁判の不正を認識するための重要な機会である。それにもかかわらず、判決言渡しが行われないと、傍聴者が当該判決に触れ、問題意識を抱く可能性が、大きく損なわれてしまう。

7 判決内容の了知

下級審判決・決定はもちろん、最高裁判所判決・決定であっても、裁判所ウェブサイトにも、民間の判例検索サービスにも掲載されないものが少なくない。

一般人が、判例集や判例検索サービスに掲載されない裁判の内容を知ろうと思えば、裁判所に対し、訴訟記録の閲覧請求をすることになる(民事訴訟法91条1項。なお、利害関係のない一般人は、訴訟記録の〔閲覧でなく〕謄写を請求することは、そもそもできない。民事訴訟法91条3項)。

しかし、訴訟記録の閲覧請求をするためには、民事訴訟実務上、最低限、当該訴訟の事件番号(たとえば「大阪地方裁判所 令和2年(ワ)第100号」)を閲覧請求書に記載しなければならないし、当該訴訟の当事者名を、閲覧請求書に記載しなければならない裁判所も多い。そのため、事件番号を知らない一般人が、訴訟記録の閲覧請求をすることは、事実上不可能である。

このように、一般人が、裁判所ウェブサイト、判例集ないし(民間の)判例検索サービスに掲載されない訴訟の内容を知ることが、事実上不可能である。

8 判決文の体裁

特に上訴審判決の判決文は、当事者以外には非常に分かりにくい場合が少なくない。

たとえば、最三小判平成31年(2019年)2月19日民集73巻2号187頁は、実務上の影響が非常に大きい判例であるところ、その原審に当たる東京高判平成29年(2017年)4月27日(東京高等裁判所 平成28年〔2016年〕(ネ)第5842号 損害賠償請求控訴事件)から一部を抜粋すると、以下のとおりである。

「第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の本件請求は、198万円及びこれに対する平成27年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があると判断する。その理由は、次のとおり補正し、次項に当審における当事者の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第3の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決7頁20行目の「被告」から同8頁2行目末尾までを次のとおり改める。
／「控訴人及びA各作成の陳述書(乙2,3)には……」
- (2) 同8頁10行目の「単に」から同頁12行目の「主張する」までを「本件不貞行為が原因で……慰謝料の支払を求める」と改める。
- (3) 同8頁21行目の「初めて」を削る。」

このように、上訴審判決は、原審判決の頁番号・行番号を指定して、それに加除修正を加える方法により判示する場合が多い。しかし、原審判決が手元にある当事者は別として、一般人にとっては、原審判決の頁番号・行番号が分からない場合が大半である。民間の判例検索サービスはもちろん、裁判所ウェブサイトも、原審判決のレイアウトを変更したうえで判決文を収録しているから、これらから、原審の正確な頁番号・行番号を読みとることは容易でない。

9 方 策

以上のとおり、一般人たる傍聴者が、裁判の情報にアクセスするためには、非常に多くの障壁があり、裁判の公開原則の実現が大きく阻害されている。

これらの障壁をすべて解消することは容易ではないが、さしあたり、民事訴訟実務を以下のように改めることが考えられる。第一に、開廷日の運用をやめるか、平日のすべての曜日を開廷日とする。第二に、裁判所ウェブサイトへの判例・裁判例掲載を、より積極的に行う。第三に、上訴審判決が原審判決を引用する場合、頁番号・行番号でなく、判決文のレイアウトに依拠しない特定方法を用いる（たとえば、「第3の2第2段落」などの記載方法にて、原審判決を引用する）。

IV 民事訴訟法学の問題提起に対して

民事訴訟法学は、憲法における裁判の公開原則が、例外をほとんど許さず、厳格に過ぎるとして、非公開事由を拡張的に解釈する等の理論的努力を行ってきた。しかし、あえて非公開事由の拡張解釈をしなくても、現行法上も、以下のような対応が可能である。

第一に、訴訟に提出する書面のうち、営業秘密・プライバシーに関する部分について、閲覧・謄写等の制限を申し立てる（民事訴訟法92条1項）。同申立てが認容されれば、訴訟手続係属中はもちろん、判決後も、当事者以外の者は、当該部分の閲覧・謄写等を行うことができない。なお、閲覧・謄写等の制限申立ては、おおむね、緩やかに認容される傾向にあるといっていよい。

第二に、原告は、訴訟提起時に、訴状に、「営業秘密・プライバシー保護のため、ラウンドテーブル法廷等にて第1回口頭弁論期日を実施し、ただちに弁論準備手続に付してほしい」旨記載した上申書を添付する。あわせて、尋問手続も、ラウンドテーブル法廷にて実施するよう、裁判所に申し入れる。

これらの方策により、訴訟の内容が現実一般人に了知される可能性は、限りなく皆無に近づく。

V 終わりに

本稿では、憲法における裁判の公開原則の意義について、民主過程の循環構造によって、裁判の公正と司法の民主的正統性が確保される点にあることを論じた。そのうえで、裁判の公開原則にとって、一般人が裁判の情報に現実アクセス可能であることが重要であると論じ、民事訴訟実務では、そのようなアクセス可能性が大きく阻害されていることを、具体例を挙げつつ論じた。

筆者としては、本稿を契機として、憲法学説が、訴訟実務により多くの注意を払うようになることを願っている。

〈引用文献リスト〉

- 伊藤 1993年 a 伊藤真「営業秘密の保護と審理の公開原則（上）」ジュリスト1030号（1993年9月15日号）78頁以下。
- 1993年 b 伊藤真「営業秘密の保護と審理の公開原則（下）」ジュリスト1031号（1993年10月1日号）77頁以下。
- 小島 2012年 小島武司「正義へのアクセス、その新たな波」司法アクセス学会編集委員会編『司法アクセスの理念と現状』（三和書籍，2012年）3頁以下。
- 小林 1991年 小林秀之「なぜ口頭弁論が手続の中核を占めるのか 口頭弁論の意味」法学セミナー435号（1991年3月号）34頁以下。
- 笠井ほか 2018年 笠井正俊ほか「民事訴訟法施行20年を迎えて — 争点整理等における現状と課題、あるべき姿 — 」判例タイムズ1447号（2018年6月号）5頁以下。
- 最高裁判所 2020年 最高裁判所「裁判所データブック 2020」裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/databook/index.html)。
- 笹田 1997年 笹田栄司『裁判制度 — やわらかな司法の試み』（信山社，1997年）。
- 2008年 笹田栄司『司法の変容と憲法』（有斐閣，2008年）。
- 2012年 笹田栄司「インカメラ審理の憲法適合性について — 情報公開訴訟における「裁判の公開原則」の射程 — 」曾我部真裕・赤坂幸一編『憲法改革の理念と展開 下巻（大石真先生還暦記念）』（信山社，2012年）69頁以下。
- 2016年 笹田栄司「裁判のことを知っていますか？ — 「裁判の公開」原則は裁判情報を伝達する役割を果たしているか」松井茂記編著『スターバックスでラテを飲みながら憲法を考える』（有斐閣，2016年）241頁以下。
- 佐藤 1988年 佐藤幸治「司法権と「公開裁判原則」 — 特に情報公開法制との関連において — 」同『現代国家と司法権』（有斐閣，1988年）395頁以下。
- 1994年 佐藤幸治「公開裁判原則と現代社会」佐藤幸治ほか『ファンダメンタ

ル憲法』(有斐閣, 1994年) 307頁以下。

- 2004年 佐藤幸治「『公開裁判原則』再論 — 人事訴訟制度に関連して —」
藤田宙靖・高橋和之編『憲法論集』(創文社, 2004年) 223頁以下。
- 宍戸 2020年 宍戸常寿「裁判を受ける権利の現在と未来」辻村みよ子責任編集『憲
法研究 7号 司法権と憲法訴訟の課題』(信山社, 2020年) 73頁以下。
- 渋谷 2010年 渋谷秀樹「知る権利・インカメラ審理と憲法」自由と正義61巻9号
(2010年9月号) 44頁以下。
- 鈴木 1982年 鈴木重勝「わが国における裁判公開原則の成立過程 — 民事訴訟に
おける公開制限を中心に」早稲田法学57巻3号(1982年) 83頁以下。
- 田島 2012年 田島裕「司法へのアクセス — ウルフ・レポートが日本法に示唆す
るもの」司法アクセス学会編集委員会編『司法アクセスの理念と現状』
(三和書籍, 2012年) 15頁以下。
- 田邊 1992年 a 田邊誠「民事訴訟における企業秘密の保護(上)」判例タイムズ775
号(1992年4月1日号) 25頁以下。
- 1992年 b 田邊誠「民事訴訟における企業秘密の保護(下)」判例タイムズ777
号(1992年4月15日号) 31頁以下。
- 1993年 田邊誠「民事訴訟における秘密保護」ジュリスト1028号(1993年8月
1=15日号) 92頁以下。
- 2013年 田邊誠「秘密保護審理手続」新堂幸司監修『実務民事訴訟講座 第3
期 第3巻 民事訴訟の審理・裁判』(日本評論社, 2013年) 151頁以下。
- 辻村 2018年 辻村みよ子『憲法(第6版)』(日本評論社, 2018年)。
- 戸松ほか編 2013年 戸松秀典・今井功編著『論点体系 判例憲法3』(第一法規,
2013年)。
- 中野 2000年 中野貞一郎「民事裁判の公開と秘密保護(上)」判例タイムズ1039号
(2000年11月1日号) 4頁以下。
- 2001年 中野貞一郎「民事裁判の公開と秘密保護(下)」判例タイムズ1044号
(2001年1月1日号) 48頁以下。
- 長谷部編 2020年 長谷部恭男編『注釈日本国憲法3 国民の権利及び義務2・国会』
(有斐閣, 2020年)。
- 早野 1991年 早野貴文「民事訴訟はどこへゆく どこを見直すべきなのか 民事訴
訟の現在」法学セミナー435号(1991年3月号) 30頁以下。
- 樋口ほか 2004年 樋口陽一ほか『注解法律学全集4 憲法4 第76条~第103条』(青
林書院, 2004年)。
- 日野田 1988年 a 日野田浩行「『憲法原理としての公開』序説」九大学法56号(1988
年) 179頁以下。
- 1988年 b 日野田浩行(九州公法判例研究会)「判例研究 法廷内メモ不許可
国家賠償請求事件 控訴審判決」法政研究(九州大学) 55巻1号(1988
年) 299頁以下。
- 2000年 日野田浩行「裁判の公開」笹田栄司ほか編『司法制度の現在と未来

[憲法研究 第8号(2021.5)]

— しなやかな紛争解決システムを目指して』(信山社, 2000年) 6頁以下。

法学協会編 1954年 法学協会編『註解日本国憲法 下巻』(有斐閣, 1954年)。

町村 2018年 町村泰貴「民事手続における情報の保護と利用」民事訴訟雑誌64号(2018年) 24頁以下。

松井 1993年 松井茂記『裁判を受ける権利』(日本評論社, 1993年)。

*筆者は、2021年4月現在、本稿に関連する弁護士会の役職として、日本弁護士連合会 憲法問題対策本部 幹事、日本弁護士連合会 民事裁判手続等のIT化に関する検討ワーキンググループ 委員、近畿弁護士連合会 憲法問題連絡協議会 委員、大阪弁護士会 憲法問題特別委員会 副委員長、大阪弁護士会 裁判官情報連絡協議会 副座長等に就任しているが、本稿の内容のうち、意見にわたる部分は、もっぱら筆者の私見に基づくものであって、いかなる組織・団体をも代表するものではない。

〈責任編集〉

辻村 みよ子 (つじむら みよこ)

東北大学名誉教授・弁護士

〈編集委員〉

山元 一 (やまもと はじめ) 慶應義塾大学教授

只野雅人 (ただの まさひと) 一橋大学教授

愛敬浩二 (あいきょう こうじ) 早稲田大学教授

毛利 透 (もうり とおる) 京都大学教授

◆ 憲法研究 第8号 ◆

2021(令和3)年5月3日 第1版第1刷発行 6528-01011

責任編集 辻村 みよ子

発行者 今井 貴 稲葉文子

発行所 株式会社 信山社

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-9-102

Tel 03-3818-1019 Fax 03-3818-0344

info@shinzansha.co.jp

出版契約 No.2021-6528-6-01010 Printed in Japan

©編著者, 2021 印刷・製本/亜細亜印刷・渋谷文泉閣

ISBN978-4-7972-6528-6 : 012-050-018-N20 C3332

P212 分類323.100.a001 憲法

JCOPY ((社) 出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。